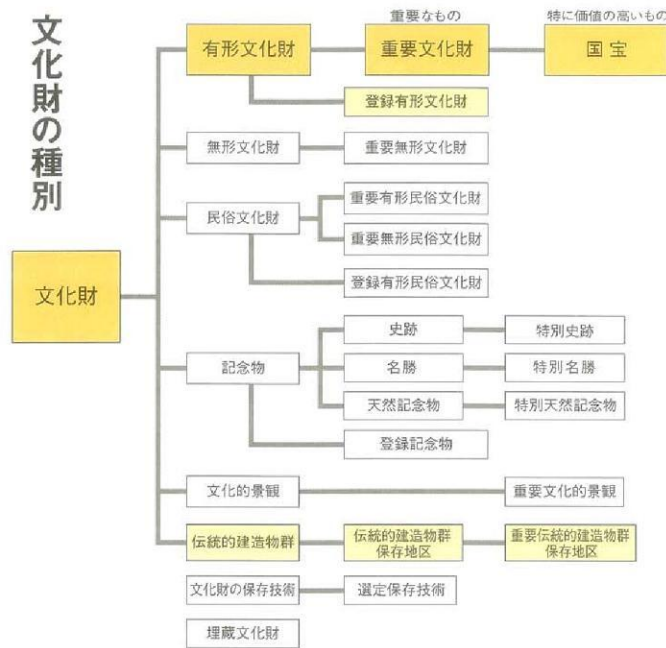


# 調査と指定

## 文化財の種類別



## 文化財保護の歴史

明治4年5月23日：古器旧物保存方（太政官布告）
明治21年9月27日：宮内省臨時全国国宝取調局設置（～同30年）
明治30年6月5日：古社寺保存法公布
昭和4年3月28日：国宝保存法公布
昭和25年5月30日：文化財保護法公布
昭和25年8月29日：文化財保護委員会発足
昭和43年6月15日：文化庁発足
昭和50年7月1日：文化財保護法改正 (伝統的建造物群制度、土地指定制度の導入など)
平成8年6月12日：文化財保護法改正 (登録有形文化財制度の導入など)
平成16年5月28日：文化財保護法改正 (文化的景観、民俗技術の保護制度の導入、登録制度の拡充など)

我が国の文化財建造物の保護は、社寺建築を主たる対象として始まり、城郭や民家、近代洋風建築へと保護の対象が拡大され、近年では近代の建造物(土木構造物を含む)が幅広くその対象となっています。また、保護制度も、伝統的建造物群保存地区制度や登録有形文化財制度の導入などにより、多様なものとなっています。



古社寺保存法による初めての指定の一つ  
醍醐寺五重塔(国宝・京都市)

**近代化遺産(建造物等)総合調査**  
近代の産業・交通・土木に関する建造物の実情を把握するために、平成2年度より各都道府県毎に調査を実施中。

三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱  
旧万田坑施設(重文・熊本県)



旧広瀬家住宅新座敷(重文・愛媛県)

**近代和風建築総合調査**

近代の建築物のうち、主として伝統の様式や技法で建てられた木造建造物の実情を把握するために、平成4年度より各都道府県毎に調査を実施中。

重要文化財の指定は、一定の価値を保持しているだけでなく、同種の建造物の中で典型性を有するものから指定する仕組みとなっています。また、国宝は既に重要文化財に指定されたもののうちから、特に高い価値を有するものが指定されます。近年の国宝(建造物)指定としては、知恩院本堂・同三門(京都府)、長谷寺本堂(奈良県)が挙げられます。また、建造物と一体をなしてその価値を形成している土地や、建物の建立年代を示す史料(棟札等)なども併せて指定ができます。



長谷寺本堂(国宝・奈良県)

# 調査

重要文化財の指定は、様々な調査・研究の成果である建築史や土木史上の学術的な知見をもとに行われます。文化庁では、指定の候補を把握するための総括的な調査として、近代化遺産(建造物等)総合調査や近代和風建築総合調査を行っています。また、過去に行われた調査としては、民家緊急調査、近世社寺建築緊急調査などがあります。

# 指定

## 国宝・重要文化財(建造物)指定基準

### ●重要文化財

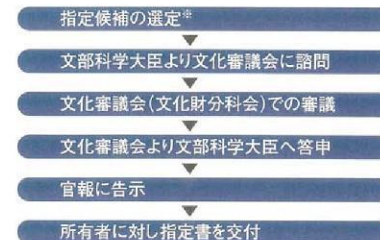
建築物、土木構造物及びその他工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

### ●国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

**指定の流れ** 国宝・重要文化財の指定は、以下のようなプロセスを経て行われます。



昭和の建造物として初めての指定  
明治生命保険相互会社本社本館(重文・東京都)

※国宝・重要文化財の指定は、原則として所有者の同意を得たものについて行います。